

第1	危険物の貯蔵及び取扱い制限等
----	----------------

根拠条文 消防法

- 法第2条第7項
危険物とは、法別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。
 - 法第9条の4第1項（抜粋）
危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。
 - 法第10条
 - 1 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。
 - 2 別表第1に掲げる品名（第11条の4第1項において単に「品名」という。）又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。
 - 3 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。
 - 4 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。
- ※ 危険物の貯蔵及び取扱いの規制に関する基本的規定で、指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いは製造所、貯蔵所又は取扱所という一定の施設において政令で定める技術上の基準に従って行わなければならないことを規定するとともに、それに対する例外として仮貯蔵及び仮取扱いの制度を認

めることを規定したものである。

○ 法第16条の9

この章（消防法第3章危険物）の規定は、航空機、船舶、鉄道又は軌道による危険物の貯蔵、取扱い又は運搬には、これを適用しない。

※ 航空機、船舶、鉄道及び軌道による貯蔵、取扱い及び運搬について法第3章の規定の適用が除外されるのは、これらの施設による危険物の取扱い等においては移動性等の特殊性があること、さらには、航空機法、船舶安全法、鉄道営業法等による事故防止のための措置がとられていることによる。航空機、船舶、鉄道による危険物の貯蔵、取扱い及び運搬とは、航空機及び船舶の内部における危険物の貯蔵、取扱い及び運搬並びに鉄道及び軌道上の危険物の貯蔵、取扱い及び運搬という意味である。したがって、それ以外の貯蔵、取扱い及び運搬、例えば、航空機等に対する外部からの給油又は外部の施設等に対する航空機等からの給油については、本条の適用はなく、法第3章の規定がそのまま適用になる。

根拠条文 危政令

○ 危政令第1条の11（危険物の指定数量）

法第9条の4の政令で定める数量（指定数量）は、別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量とする。

表 1-1 指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合の例示

類別	品名	性質	指定数量	取扱量	倍数
第4類	第1石油類	非水溶性液体	200ℓ	100ℓ	0.5
第4類	第2石油類	非水溶性液体	1,000ℓ	300ℓ	0.3
第4類	第3石油類	非水溶性液体	2,000ℓ	400ℓ	0.2

第1石油類の倍数：100/200=0.5

第2石油類の倍数：300/1,000=0.3

第3石油類の倍数：400/2,000=0.2

合算すると1となる。

留意事項

○ 製造所等の意義（昭和34年10月10日国消甲予発第17号「消防法の一部を改正す

る法律等の施行について)」

1 製造所の意義

製造所とは、危険物を製造するため、1日において指定数量以上の危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所並びにこれらに附属する設備の一体であって、法第11条第2項の規定により市町村長等の許可を受けたものであること。

2 貯蔵所の意義

貯蔵所とは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物、タンクその他の工作物及び場所並びにこれらを附属する設備の一体であって、法第11条第2項の規定により市町村長等の許可を受けたものであること。

3 取扱所の意義

取扱所とは、1日において指定数量以上の危険物を取り扱う建築物その他の工作物及び場所並びにこれらに附属する設備の一体であって、法第11条第2項の規定により市町村長等の許可を受けたものであること。

○ 仮貯蔵又は仮取扱い

1 仮貯蔵又は仮取扱いに係る「承認」の意義は、一般的な禁止行為を特定の場合に解除する行政行為、すなわち「許可」と同義である。(＊)

2 同一場所で行う同一行為を10日ごとに繰り返して承認することはできない。(＊)

3 場所の安全性については、一般交通の支障にならないこと、付近に火気を使用する設備等がないこと、周囲に可燃性の物件等がないこと、一般民家、学校等から適当な距離があること等が要件となる。(＊)

4 消防長又は消防署長は、危険物の性質、周囲の状況等の実態から判断して、火災予防上及び消防活動上支障がないと認めた場合、仮貯蔵又は仮取扱いの承認を行うことができる。(＊)